

「産業廃棄物税の在り方について」に対する追加意見等及び回答  
 (令和元年9月4日照会分)

提出者	質問・意見	回答
須藤 会長	産廃税の徴収と活用の仕方について知らない人が多い。両者についてもっとPRの方が良い。	今回の産廃税の見直しにあたり、平成30年12月に産廃税の概要・使途事業に関する事業者向けの説明会を3回（大崎市、仙台市、柴田町）開催しました。また、県民向けには、「みやぎ県政だより令和元年11・12月号」に、産廃税を活用して実施した事業に関する記事を掲載する予定です。今後も、産廃税使途事業等について、積極的にPRしてまいります。
	いくつかの自治体について先進的な方法が取り入れられている。他の自治体の例を学び参考にしはどうか。	毎年度産廃税導入自治体間で行っている「産廃税使途事業に関する調査」において、他の自治体の使途事業の内容について情報収集しています。引き続き情報交換や取組事例を参考にしながら、産業廃棄物の3Rや適正処理の推進に向けた、より効果的な事業の実施を検討してまいります。
	処理・処分について、埋立地の利用まで含めて考えておく必要がある。	最終処分場の管理は長期間にわたることから、御意見のとおり廃止後の跡地利用を意識した運営管理が重要と考えており、現在県が進めている公共関与による最終処分場整備に当たっては、この視点も十分考慮しながら検討してまいります。
	処理・処分については、研究的、技術的な研究を取り入れる必要がある。競争的資金の枠組みをつくり、研究者の提案を取り入れてはどうか。	産廃税を活用しながら、産業廃棄物の処理について、3Rに資する技術・設備等の研究開発や設備導入に対して民間事業者の取組を支援することで、最終処分量の削減を図っているところです。また、大学等と連携して再生利用や再使用が困難な産業廃棄物の3Rに資する研究開発に取り組む場合には、補助率を優遇する取扱とし、研究者の提案を取り入れられるようにしております。今後も、先進的な技術・設備等の研究開発や設備導入に取り組む事業者を産廃税を活用して支援し、産業廃棄物の3Rを推進してまいります。